

◎佐賀県条例第39号

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県警察の組織に関する条例（昭和29年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p><u>(22)</u>・<u>(23)</u> 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p><u>(22)</u> 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</p> <p><u>(23)</u>・<u>(24)</u> 略</p>

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。